

厚生労働省国立研究開発法人審議会

第2回議事録

開催日時：平成29年7月19日（水）16：30～18：30

開催場所：厚生労働省省議室（9階）

厚生労働省大臣官房厚生科学課

○浅沼厚生科学課長 傍聴の皆様にお知らせします。

傍聴に当たりましては、既にお配りしています注意事項をお守りくださいますようお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、ただいまから、第2回「厚生労働省国立研究開発法人審議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私、厚生労働省大臣官房厚生科学課長の浅沼でございます。会長の御選出までの間、議事進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに委員の御紹介をさせていただきます。お名前を五十音順に御紹介いたします。

一条委員です。

○一条委員 一条です。どうぞよろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 内山委員でございます。

○内山委員 内山です。よろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 金倉委員でございます。

○金倉委員 金倉です。どうぞよろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 斎藤委員でございます。

○斎藤委員 よろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 祖父江委員でございます。

○祖父江委員 祖父江です。よろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 永井委員でございます。

○永井委員 よろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 花井委員でございます。

○花井委員 よろしく願います。

○浅沼厚生科学課長 深見委員でございます。

○深見委員 深見でございます。よろしく願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 藤川委員でございます。

○藤川委員 よろしく願います。

○浅沼厚生科学課長 本田委員でございます。

○本田委員 本田です。よろしく願います。

○浅沼厚生科学課長 丸山委員は今、おくれていると思いますが、間もなく到着と思われます。

なお、本日は欠席でございますが、大西委員、定本委員、清水委員、福井委員にも委員をお願いしております。

以上、15名の方々に委員をお願いしているところでございます。

続きまして、事務局を紹介いたします。

大臣官房審議官の佐原でございます。

○佐原大臣官房審議官 佐原です。よろしく申し上げます。

○浅沼厚生科学課長 政策統括官、政策評価官の牧野でございます。

○牧野政策評価官 牧野です。どうぞよろしく申し上げます。

○浅沼厚生科学課長 なお、医政局経営支援課長の佐藤は、本日出張のため欠席です。

次に、本日の定足数についてでございます。

本日、4名の委員が欠席となっております。今、1名おくれておりますが、国立研究開発法人審議会令第6条第2号に照らし、有効に成立していますことを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、本審議会の開催に当たりまして、大臣官房審議官の佐原から御挨拶させていただきます。

○佐原大臣官房審議官 皆さん、こんにちは。

きょうは、お暑い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、本審議会に御就任をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成27年4月に独立行政法人通則法が改正されまして、新たに研究開発を主たる業務とする独立行政法人として、国立研究開発法人が設置されております。

本審議会は、厚生労働省が所管する国立研究開発法人につきまして、厚生労働大臣が評価を行うに当たりまして、助言等を行う機関として、独法通則法に基づき、設置された審議会になります。

国立研究開発法人は、第1の目的を研究開発成果の最大化としているところであります。国民の皆様方の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として最大化するということとされております。

個々の法人についての評価をお願いすることになると思いますが、平成28年度の業務実績評価につきましては、医薬基盤・健康・栄養研究所につきましては、この下に設けられます厚生科学研究評価部会において、また、ナショナルセンター、国立高度専門医療研究センターにおきましては、高度専門医療評価部会をお願いをするということとしております。

委員の皆様方には国立研究開発法人の研究成果を最大限に実施できるよう、御専門の立場から御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 ありがとうございます。

次に、本日の資料でございます。机上のタブレットでございまして、今回からなっております。

議事次第のほか、資料を申し上げますと、

資料1 厚生労働省国立研究開発法人審議会委員名簿

資料2 国立研究開発法人審議会について

資料3-1 独立行政法人の評価に関するスキーム等

資料3-2 独立行政法人の評価に関する指針（抜粋）

- 資料 3 - 3 平成26年度評価等についての点検結果
- 資料 3 - 4 平成27年度評価等についての点検結果
- 参考資料 1 厚生労働省国立研究開発法人審議会令
- 参考資料 2 厚生労働省国立研究開発法人審議会運営規程
- 参考資料 3 部会の決議をもって審議会の議決とすることができる事項について
- 参考資料 4 議決権の特例等について
- 参考資料 5 厚生労働省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規程
- 参考資料 6 独立行政法人通則法（抄）
- 参考資料 7 国立研究開発法人機関の概要

となっております。

それでは、本日の議事についてですが、お手元の議事次第をごらんください。議事の1番目といたしまして、本審議会の会長の選出及び会長代行の指名を行います。

議事の2といたしまして、本審議会の役割について、事務局から説明いたします。

議事の3としまして、国立研究開発法人の2つの部会で御議論いただきます平成28年度業務実績評価方針等について、牧野政策評価官から説明いたします。

本日は以上のような流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議題1の「会長の選出及び会長代理の指名について」お諮りしたいと思います。会長の選出につきましては、参考資料1の「厚生労働省国立研究開発法人審議会令」第4条に「審議会の会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する」と規定されています。

選出の方法については、委員の互選という形になっておりますので、お諮りしたいと思います。

一条委員、お願いします。

○一条委員 僭越ですけれども、これまでの臨床経験それから研究実績並びに国立研究開発法人審議会の会長の御経験などを踏まえまして、永井良三先生を御推薦させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（拍手）

○浅沼厚生科学課長 ただいま、一条委員から永井委員に会長をお願いしたらという御発言がございました。また、拍手もありまして、異議がないということですので、永井委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。

御手数ですが、永井委員は会長席へ席の移動をお願いいたします。

（永井会長、会長席へ移動）

○永井会長 ただいま、会長という大役を仰せつかりました永井でございます。

社会的にも非常に重要な審議会でございますので、皆様のお力をいただきまして、円滑に議事を進めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事を進めてまいります。参考資料1をごらんください。国立研究開発

法人審議会令第4条第3項に、会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理するとされており、この会長代理については、金倉委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、金倉先生、こちらにお移りください。

(金倉会長代理、会長代理席へ移動)

○永井委員 では一言。

○金倉会長代理 会長に何かあるということは思っておりませんが、多少とも補助できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○永井委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

では、議事の2にまいります。「国立研究開発法人審議会の役割について」であります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○浅沼厚生科学課長 国立研究開発法人審議会の役割につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

タブレットの資料2をお開きいただきたいと思います。「国立研究開発法人審議会について」という資料でございます。

右方にページ数を打っておりますが、1ページ目「国立研究開発法人制度について」でございます。

独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものなどを実施しております。

平成27年の4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性などの特性から、ほかの独法とは異なる取り扱いの必要性が認識されました。研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることになりました。

国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえまして、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられているところでございます。

その下の図を見ていただくとわかりますが、国の中から企画立案部門と実施部門、その実施部門の中で、国自らが主体となって直接実施しなければならぬものというのが、企画立案部門と一緒に国がやること。先ほど申し上げたとおり、民間の主体に委ねた場合、必ずしも実施されないおそれがあり、実施されないときには、国民生活及び、社会経済の安定等に支障が生じるもの。これが独立行政法人が行う業務でございまして、現時点では全87法人がございまして、

また、民間の主体に委ねることが可能なものは、民間にお願いしているところでございます。

独立行政法人のうち、3つの法人、「中期目標管理法人」「国立研究開発法人」「行政執行法人」に分かれております。

中期目標管理法人は、「多様なサービスの提供を通じて、公共の利益を増進する法人」となっておりますし、行政執行法人は「国の相当な関与の下に事務・事業を確実・正確に執行することを目的とする法人」でございます。

今回、委員の皆様をお願いするのは、国立研究開発法人のことでございまして、研究開発に係る事務・事業を主要事務とし、研究開発の成果の最大化を目的とする法人でございます。厚生労働省の所管法人は7法人でございます。ちなみに、全府省庁で27法人ございます。

続きまして、資料の2ページ目「独立行政法人評価の制度改正」でございます。評価主体が独立行政法人評価委員会から厚生労働大臣へ直に評価することになりました。つきましては、同委員会は廃止されることとなりました。

厚生労働大臣の評価等に当たりましては、科学的専門性・多様性の観点から御助言いただく機関としまして、「厚生労働省国立研究開発法人審議会」この審議会を新設することとなりまして、平成27年4月1日からは右の図のように評価制度が変わっております。

続きまして資料の3ページ目「国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較」でございます。

旧制度と新制度の比較になっておりますが、法人類型につきましては、今までは独立行政法人全般、全法人一律の性格だったものを、新制度になりまして、国立研究開発法人、ほかには先ほど申し上げた2法人とは別のものということで、国立研究開発法人を対象とする。

目的につきましては、独立行政法人ですので、旧制度では効率的かつ効果的に対応することとなっておりますけれども、国立研究開発法人におきましては、研究開発の最大限の成果を確保するということが目的となっております。

目標策定・業績評価に関しましては、旧制度におきましては、目標期間は3～5年。目標の記載内容については、サービスその他業務の質の向上など。評価主体としましては、独法評価委員会ということでございました。

これが新制度になりまして、目標期間は5～7年、目標記載内容につきましては、研究開発の成果の最大化その他業務の質の向上等。評価の主体は、先ほど申し上げたとおり、厚生労働大臣でございます。総合科学技術会議・イノベーション会議というのが関与してくるということになっております。

続きまして、4ページ目です。先ほど3つの法人に分かれていると申しましたけれども、厚生労働省につきましては、行政執行法人に該当するものはございません。中期目標管理法人、国立研究開発法人の2つに分かれます。

中期目標管理法人につきましては、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構（PMDA）など、資料に書かれている資料が中期目標管理法人として存在しておりまして、これにつきましては、厚生労働省の中にある「独立行政法人評価に関する有識者会議」で評価をしていただくことになっております。

国立研究開発法人は、大きく分けると2つに分かれますけれども、全部で7法人でございます。医薬基盤・健康・栄養研究所、それと国立高度専門医療研究センターが6法人あります。国立がん研究センター、国立循環器病研究センターなど、こちらに記載されています6法人が国立高度専門医療研究センターとして現在も業務に励んでおります。

この7法人につきまして、国立研究開発法人審議会、当審議会で評価を御助言いただくこととなります。

5ページ目は、先ほども何度か繰り返しているところでございますが、国立研究開発法人審議会を新設し、従来の独立行政法人評価委員会は廃止して、厚生労働省におきましては国立研究開発法人の7法人についてのマル1中長期目標の策定、マル2中長期計画の認可、マル3業務実績の評価、マル4組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見・国際水準等に即して、厚生労働大臣に御助言いただくというふうになっておるところでございます。

6ページ目で、当審議会に期待される役割でございます。

まず1点目でございますが、国立研究開発法人につきましては、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標の設定、評価を行うことがこれまで以上に求められる。

2点目でございますが、そのため、この審議会におきましては、研究開発領域や研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等の御知見、御経験を生かし、国立研究開発法人に係る目標設定、評価等が科学的知見や国際的水準等に即したものとなるよう、所管大臣の決定、厚生労働大臣の決定に際して御助力いただくために設置されたものでございます。

国立研究開発法人審議会というのは、同法人においてその第一の目的である「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営が成されるよう提言を行っていくことが期待されているものでございまして、本審議会にも同様の期待がされています。

また、審議に当たりまして3つの点をお願いさせていただきたいと思っております。

1点目といたしましては、研究開発は機械的に効率性を図るだけではなく、「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から、総合的に御検討をいただきたい。

2点目といたしましては、研究開発は創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへの御配慮もいただきたい。

3点目といたしましては、各研究開発法人に対する御意見のほかに、国による制度運用の改善についてもぜひ御検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けまして、積極的な御貢献をお願いしたいと考えているところでございます。

7ページ目の資料でございます。本年度のスケジュールの予定をお示ししております。今、7月でございますが、7月前に7法人から平成28年度の実績に対する自己評価書を提出いただいております。今月、この審議会をきょう開催しておりますが、この後「厚生科

学研究評価部会」それと「高度専門医療研究評価部会」という2つの部会に分かれていただきまして、この2つの部会で法人ごとに対しまして業務の実績評価、年度評価をしていただきます。

予定としましては、8月2日に厚生科学研究評価部会、8月2日、7日、8日、どうしても高度専門医療研究評価部会のほうは法人が6もございますので、ちょっと多目の開催を予定しているところがございますので、こちらで御助言がまとまり次第、業務の実績評価を進めさせていただきたいというふうに思っております。

最後、8ページ目でございます。今も申し上げましたスケジュールを縦列で流れがわかるようにしたものでございます。先ほど申し上げたとおりでございますので、各委員の皆様方に法人が作成した自己評価書あるいは関係資料を御送付いたします。

2つの部会に分かれていただきましたので、各部会ごとに各法人から自己評価書に基づいたヒアリング、さらにその評価書をベースにした厚生労働省の評価案につきまして御審議をいただき、評価案につきまして、部会としての意見をとりまとめていただきます。

その中におきまして、各法人に共通すると考えられる課題、特に医療関係の法人につきましては共通する課題が考えられますので、そういったものがあれば御一緒に検討をお願いしたいと思います。

また、審議会を開催いたしまして、各部会長からこの意見についての御説明をいただき、この審議会といたしまして、業務の実績評価への御意見を決定していただき、その決定を踏まえまして、厚生労働大臣として各法人の業務の実績評価を決定させていただきたいと考えている次第でございます。

審議会の目的及び審議のスケジュール、業務の流れにつきましては、今、御説明したとおりでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○永井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。もう既に皆様経験がおありですので、概略はおわかりかと思っております。もし、御意見、御質問がございませんでしたら、先へ進ませていただきます。

議事の3「平成28年度業務実績評価方針等について」ということで、よろしくお願いたします。

○牧野政策評価官 牧野と申します。

私のほうから、資料3-1～3-4に沿いまして、評価の方法について若干の御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料の3-1の1枚目は「独立行政法人の評価に関するスキーム」というのを入っておりますけれども、これは、平成27年から大きくスキームが変わりましたという話で、今の厚生科学課長の御説明と重複するところがありますので、説明は省略させていただきます。

2枚目の「独立行政法人の評価について」というところから簡単に説明していきたいと

思います。

2枚目のところは、中期目標管理法人という、一番数が多い法人を念頭に置いた図になったおりますけれども、大枠はどの法人も同じということで御説明させていただきます。まず、左側に【評価項目】というものがおりますけれども、中期目標に沿いまして、各法人が評価項目を設定しておりますので、それに沿いまして真ん中の【項目別評定】というところを自己評価、それを踏まえて主務大臣評価という形で行っていきます。

評価の方法ですけれども、5段階、S～Dによる評定を行うということになっておりまして、赤字で書いておりますけれども、Bを標準とするということがポイントでございます。中期目標管理法人の場合は下に書いておりますけれども、目標値の100%以上、120%未満の場合にB評定ということで、相当精いっぱい頑張って合格水準というところがBというのが大原則でございます。

この項目別評定をもとに、赤枠でございますけれども、全体の【総合評定】というものをつけていくというような流れになっております。

3-2を飛ばして3-3をごらんいただきたいのですが、今回していただく評価というのは、制度が変わって3回目の評価になるわけですが、1回目の評価につきまして、総務省の独立行政法人制度の評価委員会ということから、各省の評価結果について点検が行われまして、点検結果について1枚目で要約をしております。

指摘の内容は、全省庁の評定項目というのを5段階で分けてみたところ、A以上の割合というのは表の一番上の20.9%であった。ただ、厚生労働省は名指しでかなりA以上の割合というのが高く、わかりにくいのですが、表の2行下に書いてありますが、47.8%がA以上の評価であったということです。ほかの外務省、経産省のような高いところを除くと省庁平均としてはA以上の割合が13.8%であったということでございます。

さらに、A以上の評定を点検したところ、下の青い枠のところの一番左上の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、例えば、定性的な業務実績に基づいて「A」評定以上としているが、その根拠・理由が不明確である。要は、A以上とする場合には、きちんと根拠・理由を明確にしてほしいのに、それをしていないというような指摘がございました。

それから、ちょっと飛ばしますけれども、資料3-4になりますが、2回目の評価に対しての点検結果が出ております。これにつきましては厚生労働省を名指しということとはなかったのですが、見にくいかもしれないのですが、2枚目の2段落目あたりに、先ほどと同じような指摘なのですが「『A』評定以上の評定が付されているものの中には、一部において、取り組みの内容については記述されているものの目標に対する取り組みの実績や成果の達成度合いについて具体的、客観的な説明がないなど」根拠・理由が説明されていないという指摘があったところでございます。

これを踏まえて、国立研究開発法人の評価の方法について、改めて資料3-2を使って御説明をさせていただきたいと思っております。

大体、法人の自己評価はかなり高目の評価が多く、A以上の評価をしてくるケースが多

いので、C、Dは余り説明せず、B以上を中心に説明をさせていただきたいと思います。

原則、先ほど説明したとおりBが標準でございます。左の赤枠、これは研究開発に係る事務及び事業につきましては、赤枠のような基準で評価していただきたいということが総務省の評価指針で出ております。

Bのところをごらんいただきたいのですが、**「適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で、『研究開発成果の最大化』に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている」**となっております。

つまり**「適正、効果的かつ効率的な業務運営」**が一応必須要件になっておりまして、これが満たされていないとCかDになってしまうというのが一つのポイントでございます。

もう一つは、成果の創出が認められて、それに向けて着実な業務運営がなされているということで、当初、見込まれた成果に向けてきちんとやっているということであれば全てBというのが標準でございます。これに加えてAになるにはどういう要件が必要かということ、実はBとほとんど表現が変わらないのですけれども、単なる成果ではなく**「顕著な成果の創出」**が認められるということがBかAかの判断のポイントになる。

したがって、委員の先生には、顕著な成果が出ると認められるかどうかということを中心に見ていただいて、顕著な成果と認められる根拠・理由を明らかにしていただくというところをぜひ、見ていただきたいと思います。

さらに上のSに行きますと、今度は顕著な成果ではなく**「特に顕著な成果」**となっております。この「顕著」と「特に顕著」というのが、何がどう違うのかよくわからないと思うのですが、これにつきましては、右側にSの事例というものが出ております。

例えば、取り組み・成果の意義では、世界で初めてとか従来の概念を覆すとか、世界最高水準とかキーワードを赤字にしておりますけれども、まさにノーベル賞級のような成果を期待されている。あるいは、世界初の成果の実用化に向けて大幅に進展しているとか、あるいは3ポツ目ですけれども、公的機関の基準・方針などに反映されるという、要は社会生活に対しても著しい影響を与えとか、相当程度大きな成果を与えるというのがS評価になります。

A評価というのはその下の吹き出しになりますけれども、S評価には至らないが成果の発見によって相当程度の意義、成果、貢献があるということがA評価になるということで、ここまで説明してもなかなか抽象的なところが多いかと思うのですが、A以上にする場合に、要は、顕著な成果があるところをはっきりさせていただきたいというところを改めてお願いしたいということでございます。

「研究開発に係る事務及び事業以外」が下の赤い箱になります。これは中期目標管理法に準ずる評価方法となります。ここは簡単に御説明しますが、ものによっては定量的な指標を設定しているものがございます。これにつきましては、目標値の何パーセント以上を達成しているかというのが主たる判断基準になります。Bは100%以上120%未満。Aが120%以上、Sが120%以上に加えて質的に顕著な成果があるということでございませ

て、特にS評価にするためには、質的に顕著な成果というのは、何をやったというアウトプットではなく、こういう影響があったというアウトカムをきちんと説明できているかということをお判断いただきたいと思っております。

それから【定量的指標の設定が困難な項目】につきましては、原則的にはS評価というのはなしでございます。目標水準を満たしていれば、原則的にはB評価でございます。

A評価につきましては、難易度を高く設定した項目について目標水準を満たしているということなのですが、現時点では厚生労働省の所管法人では、総務省認定の難易度の設定というものがございませんので、もしA評価にする場合には、その目標自体が難易度が高いかどうかということも御判断いただいた上で、この項目は難易度が高いので、目標水準を満たしているだけでA評価という御判断をいただくことになるかと思っております。

評価区分についての御説明は、簡単ですが以上でございます。

○永井会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。なかなか難しい判断基準なのですが、少なくとも理由は書かないといけないですね。AとかSの場合には特に丁寧に書く必要がある。

○牧野政策評価官 そうですね。特に丁寧に書いていただきたいというのが今回のお願いでございます。

○永井会長 その場合に、「顕著」か「特に顕著」かというところはどのようなのでしょうか。

○花井委員 これまでも経緯でいろいろ理解はしているつもりなのですが、いつも困難なのは単年度ごとに毎回評価していて、中期目標は長期的な目標を立てていて、ものによっては初年度に中期目標数値を達成してしまえばこれはもうSクラスになるような。しかし、それは目標設定自体が低過ぎたという問題もあり、単年度ごとに中期目標を反映した定量的な目標値というのを明確に設定していただければ、こちらもそんなに考えなくてもいいのです。必ずしもそこが単年度の目標という設定と中期計画との目標設定が違っていると、単年度評価なので、ことしは何をしたのかというような評価をしないといけないので、それが難しい。中期目標全体の中ではもうできているのだったら、これはもうSでいいではないかという議論があるかもしれないし、かといって、次の年がどうなるかわからないというのものもある。

それから6独法に関しては、実は研究開発といいながら、多くの療養提供という、保険療養を提供している。つまり、単なる病院だという機能があるわけです。すると、ここについてはもうはっきり言うと、普通の病院としての評価。しかしながら、臨床研究とかTRというのは両方の相乗効果もあるので、そこもきっちり切り分けられなくて、その特殊性を勘案してこちらでも評価しないと結構辛過ぎるというのがある。

それからもう一つは、これは実務的なお願いなのですが、各独法には本省のほうから事務方でいろいろ出向しておられますね。はっきり言って、理事長先生は立派な方なわけです。その先生がプレゼンテーションで本当はSをつけたいけれども断腸の思いでAにしま

したと言ったAをBにするというのは、こちらも相当慚愧の念に堪えないです。なので、ある程度、ことしもSを、これはSに違いないというふうに、しかもおっしゃっている先生方は、立派な先生がそうおっしゃっているわけです。それに対して、Aにするぐらいは許されるのですけれども、この記述だとBということになってしまうところが。相当評価する側も厳しいので、自己評価をちゃんとある程度出していただかないと厳しいというのは、実務的レベルでのお願いなのです。そういうところがこちらの評価の困難さというのがあるのではないかと思います。

○牧野政策評価官 では、お答えできる範囲でお答えします。

確かに中期的目標が設定されている中で毎年評価をしていきますので、中期目標との関係で難しい判断という部分があると思うのですが、先ほどおっしゃった、例えば途中で達成してしまったケースというのは、今、おっしゃったとおり、中期目標自体が甘かったのではないかとということもぜひ御判断をいただきたいと思います。その先、評価に反映させるという方法と、よくやっているのでA評価だけれども、目標自体が甘過ぎるのではないかとコメントをつける方法と、最終的な評価にはやり方は幾つかあると思うのです。必ずしも決まったものがあるわけではないのですけれども、目標が甘過ぎるということであれば、それを先生方にもぜひコメントをいただけますと、次の目標設定に反映するとが可能になりますので、その点は御意見があればぜひいただきたいと思います。

特に研究開発法人というのは、長期的な研究をしていきますので、年度途中ではなかなか成果が出ていないということはあるかと思いますけれども、それは長期的に見て将来的な成果の創出に向けてきちんと進んでいるということがわかればB評価ということによろしいかと思います。

ものによって評価が難しいところはあるかもしれませんが、与えられた業務を一生懸命やっている、いろいろ工夫しながらやっていますという説明が法人のほうからはあると思います。ことしはこんな工夫をしましたとか、こういう業務の特殊性に応じてこういうことを新たにやってみましたという説明はあると思うのですけれども、基本的には一生懸命やりましたというのは全てB評価ということになります。

それから、確かに独法の自己評価が今、非常に高い傾向がありまして、確かにこんなに一生懸命頑張ったのでAです、Sですという評価をされると、たたき切るのが大変申しわけないような感じになるのですけれども、そのあたりは政策評価官室のほうでも、できるだけこの評価基準を理解いただくようにということをお願いはしているところではあるのですが、委員の先生からも一言論していただくと大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○永井会長 はい、一條委員どうぞ。

○一條委員 ちょっとよくわからないのですけれども、結局、法人の自己評価が原則Bであるということは通達が十分されていて、それが徹底されているのかどうか。それによってかなり大きく変わってくるような気がするのですけれども、それはいかがでしょうか。

○牧野政策評価官 法人の所管課を通じて評価基準については徹底しているつもりではあるのですけれども、ルールはわかっているのですが、法人の成果のアピールなり、内部の士気向上なのではないでしょうか、そういう観点からぜひA評価がほしいというような声はよくいただきます。

○一條委員 でも、Bが原則であるというのがコモンセンスになりさえすれば、別にBでよかったという考えも当然あるわけですね。それはやはり、もうちょっとわかっただらえるといいような気がするのです。それがあれば、逆に言うところらが評価するときもそことのそごというか、先生方、理事長の人たちの気持ちを斟酌しなくてもちゃんとBがつけられるのではないかなと思うのです。よっぽどではないとS、Aはないという。それが共通認識としてあるということは多分、今後は大事になっていくのかな。前回の評価のときにもそのことが話題になったことを覚えています。

○牧野政策評価官 事務方としても、できるだけ考え方を徹底してまいりたいと思っております。

○永井会長 斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 高度専門医療の特殊性だと思うのですが、世界初が意外と多くございます。世界初はSということがきちんここに書いてあると、どうしてもS評価が多くなるのですね。ですから、甘過ぎると言われても、世界初はSでしょうということになってしまいます。

例えば、同じ厚労省の管轄でも、GPIFは資金運用をしていて世界初というのはあり得ないわけです。そういうようなところと、高度専門医療のところを同じ評価軸で評価するとなると、どうしても甘い言われる評価になってしまいます。そのあたりは評価軸自体をまず整理していただいたほうがいいのかなという気がいたします。

○永井会長 いかがでしょうか。

○牧野政策評価官 そのあたりは、まさに先生方の御知見をおかりしたいところもあります。赤字にしておりませんが、「世界で初めての成果や従来概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらす」ということで、いろいろな世界で初めてというものがあると思うのですが、その分野のブレイクスルーをもたらすというところまでちゃんと評価できるか。小さな世界初というものもいろいろあると思うのですけれども、ただ、S評価に値するところを、先生方の御知見をおかりしながらぜひ、御意見をいただきたいと思っております。

済みません。なかなか明確な基準が総務省でも定めておらず、我々でも定められないのでそこをぜひ、先生の御意見をいただきたいと思うのです。

○永井会長 祖父江委員、どうぞ。

○祖父江委員 明確な基準がないという感じがますますしてきたのですけれども、今の個別の問題についてS、A、B、Cということはある程度わかるのですが、これは非常にたくさん項目を並列で評価しますね。そうすると、法人によっては予算の規模も違うし、

人数とかいろいろなバックグラウンドが非常に違っているわけです。トータルとしての評価ということは余り考えてはいなくて、個別の評価だけで最終の法人評価をやるということですか。

○牧野政策評価官 はい、そうです。

○祖父江委員 一つ一つについて。

○牧野政策評価官 個別の項目ごとに。

○祖父江委員 そうすると、10あったときに、あるものについては非常にずば抜けてSだ。あるものところはCとかDだったということが出ますね。

○牧野政策評価官 それはあり得ます。

○祖父江委員 法人のアクティビティとしてはどうやって総合的に評価するのですか。

○牧野政策評価官 総合評価につきましては、最終的に個別評価を総合して総合評価という一つの評価が出てくるのですけれども、ある程度点数化して機械的に評価するような形にはなりません。

○祖父江委員 そうすると、全体に厚く広く世界のトップをやることができる規模とか予算とか人員がそろっている法人と、そうではない、後で規模か何かの一覧表が出ますけれども、かなり違いますね。だけど、評価基準としては世界標準とか、今のように世界で初めてとか、一律の評価を当てているので、その法人としてどう評価していくかということなのですけれども、先ほどのお話のように、目標に対して頑張っていればいいという評価にならざるを得ないということですか。だけど、世界標準を抜いているとか、その辺が非常に錯綜している感じがするのです。

○牧野政策評価官 研究開発に関しては、例えばS評価であれば世界標準という形にはなるのですけれども、例えば業務の効率化とかそのあたりになりますと、小さな法人はそれなりに能力の限界がありますので、法人のキャパシティーに応じた業務の効率化の目標なり何なりというのが当然出てくると思います。その中で、例えばこの法人としては難易度が高い目標。大きな法人であれば簡単に達成できるようなことであっても、この法人であれば難しいというところは若干高目の評価をするということは、それはある程度、法人の能力に応じた評価があるかと思えます。

○祖父江委員 例えば、これは大学でも言えるのですけれども、規模の大きい大学だと、世界を抜く研究が10本出ている。規模の小さいところだと5本しか出ていない。だから、それは人数割りしたりとか、そういうこともやることはあるのですけれども、そういうことはやらないわけですね。

○牧野政策評価官 人数割りですか。そこまでは明確な基準はないので、済みません。

○永井会長 ナショナルセンターは、研究部門と臨床部門両方を持っていますし、人数もたくさんいますから、パワー、エネルギーは高いのです。どうしてもS、Aが多くなるのもやむを得ないというところもあるのです。ただ、過去の記録を見ますと、厚生労働省関係はSとAが多いようです。ほかの省庁は13%ということですか。

また、世界初といってもインパクトの大きさというのがあるのではないかと思います。当然研究者ですから、世界初のことをやっているわけです。しかもそれが臨床現場でもいろいろ使われるのだということになれば、これは実は非常に意味があるわけです。一方で、よくある程度の世界初とめったにない世界初とありますから、その辺を少し調整する必要があると思います。

昨年は、Sは少し減ったのではないかと思います。自己評価のほうも大分Bをつけていただいたということがあって、平成26年度のときほどは問題になっていません。ですが、基本的には普通にやっていたらBでも十分ですということを各施設にもお伝えすることが大事だと思います。

本田委員、どうぞ。

○本田委員 一言だけ。私みたいな一般の立場で参加させていただいていると、患者支援がどうだとか、情報発信がどうだとか、そういうところについては私なりの考えで評価もすることができるのですが、今、話題になっている世界で初めての成果は、それがすごい素晴らしい世界で初めてなのか、小さな世界で初めてなのかというのは、恐らく自分では評価ができない。

結局、ディスカッション、インタビューしているときに専門の先生方が、例えば私がこれは世界ですごい初めてなのですかと聞いても、その答えが判断できないこととかもよくあることだと思うので、お願いなのですが、専門の先生が私にもわかるような厳しい突っ込みを入れていただくと、私のような人間も判断がしやすくなるので、そこはぜひ、よろしくお願いします。

○永井会長 内山委員、どうぞ。

○内山委員 本当に難しいと思います。花井委員から始まって本田委員まで、個人的にはSをつけたい質問だと思います。だけど、これにのつとるとBの御意見ということになるとと思いますが、医学の世界はすごくフアジーな部分があって、確かにがんセンターで始められているように、画像検査などをAIでやられるみたいな評価の方法だと出るかもしれませんが、最後はやっぱり医療の分野は心と心なので、どうしても各理事長先生が発表しているときも心と心になってしまうところがあって、引きずり込まれてしまうのです。

どうしても最後はまたエンカレッジしたいというか、それぞれ皆さん運営費交付金が減っている中でこんなに頑張っていますと言われると、そうだよなというところがあって、極めて難しいところがあるというのが評価を本当にするときの立場です。特にエンカレッジという部分をどうしても個人的にあるもので、今度、気をつけないといけないかなという気はしていますけれども、頑張っているところでこんなに頑張ったのだと思うと、どうしてもSにいつてしまうところがあるので、厚労省のSはほかに比べて甘いかもしれませんがというのを一言、厚労省につけていただいて御勘弁をということでやっていただけないか。ナショナルセンターの6つにはどうしても頑張ってもらいたいのです。

先ほども永井会長からもお話がありましたけれども、本当に強いところはあります。大

学に比べると有利だな、いいなというところはありませんけれども、あそこが頑張っていることが我が国の医学の進歩にもかなり貢献していると思うところがあるのです。これを言いつつ、何とかまた、ことしはBのほうに平均回帰するように何とか頑張ってあれしませんが、なかなか難しいというのが個人的なあれです。

ただ、この考え方というのはよくわかりましたし、平成26年に比べて確実にSも減ってきていると思います。

ことしの個人評価も、ある大阪のほうの法人からは結構Bが多くて、こんなに頑張っているのにBが多いのですねという個人的なコメントをこの前述べさせていただいたのですが、きっちりとわかっていらっやってBが多かったのだと思いますし、いけいけどんどの雰囲気のところはSが多かったような気がします。

また、心してことしまた評価に臨ませていただきます。これはコメントです。

○永井会長 どうぞ。

○藤川委員 総合的な意見も言ってよろしいということだったので申し上げたいのですが、先ほど法人側はBが基準だということをよく知っているのかというお話がありましたけれども、私、幾つかの法人の監事をしているので、法人側のこともわかるのですが、十分認知している。にもかかわらず、AやSをつけるというのが現実であります。

一緒に監事をしている人などと何でかなということをお話していたことがあるのですが、皆さん、理事長を初めとして、今まで大変いい成績をつけられてここまで来た方々なので、Bという評価がまず我慢できないのではないかと。

だから、総務省が基準をつくったときにAからBに標準を変えましたね。そのときにAにしておいてくれればよかったのにとお話を雑談的には言っておりますので、希望としてまた基準を見直すときには、標準をAにしてほしいということをお願いしたい。そうすればもうちょっとAが普通になるのではないかと気が何となくします。Bというのが余りよくないという印象を持ってしまうので、そういうところも考えてほしいと思います。

○永井会長 深見委員。

○深見委員 ちょうど私も同じ意見なのですけれども、PDCAサイクルを回すときに、頑張っているときにBと言われたら、やる気がなくなってしまうと思うのです。だから、人の次のやる気を出すためにAを標準にすべきではないかと思うのです。どうしてかという、今までの研究の成果といっても、Bというふうについたら悪い印象というのがしみ込み過ぎてますね。ですから、AとA+とSというようなところはずっと来ている先生方等の中で、これだけ頑張ってBというのは受け入れがたいというものが本当にあると思うのです。

ですから、心理的にもっとPDCAをやっていくのだというのであったら、逆にそういう印象をよくするというのも考えていくべきなのではないかと思えます。

Bが浸透してきたといっても、それは省庁間の法人の評価の範囲で、例えばほかのところでもそういうものが常識になっているかということ、逆に常識ではないところもまだ私は

あると思います。だから、そういうものとのバランスまで考えて評価するなら、そこまで標準化するならいいのですけれども、そのところがまだ難しいという気はします。ですから、Aを標準にしたほうがもっとやる気があっていいのではないですかと思います。

○牧野政策評価官 法人の意欲の問題というのは、各法人からも指摘を受けているところでごさいます、Bと言われると、こんなに頑張っているのにBかというのが、法人の理事長クラスだけではなく、職員全体の士気にもかかわるといふ御意見もいただいているところでごさいます。

大変申しわけないのですけれども、これは総務省で定めた全省統一的な基準ということで、御意見としては貴重な意見だと思ひますが、今回につきましては、済みません。指針に沿った評価をぜひお願いしたいと思ひます。

○永井会長 結果としてふえたというのであればよいわけですね。

○牧野政策評価官 もちろん、S、Aをつけていただくのは、もし本当にS、Aに値するのであれば全く構わないですし、ちゃんと理由がはっきりしているということが大切でございすので、その理由を明らかにする。もし、法人が説明不足であれば少し手を貸してあげて、こう説明したらというアドバイスをいただくというのも一つの方法かと思ひます。

そういう意味で、本当に頑張って成果を出すことが認められるのであれば、そのあたりの理由づけをきちんと引き出していただくというのもぜひ、お願いしたいと思ひます。

○永井会長 評価を評価する方は、理由をよく読んでいます。何も書いてなくてS、Aというのはいささか認めがたいということなのだと思ひます。S、Aをつける場合は、必ず説得力のある理由を記載することが大事だと思ひます。

しかし確かにナショナルセンターは世界一流の病院と研究所があり、非常にたくさんの優秀な職員が働いているわけですから、S、Aがふえても不思議ではないと思ひます。そのあたりを勘案してきちんとした評価をしていただければと思ひます。

よろしいでしょうか。議論は尽きないと思ひますが、そういたしますと、次に議事の4の「その他」でございす。これは、国立研究開発法人審議会に設置されています部会への所属についてであります。国立研究開発法人審議会令第5条第2項で「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する」とございす。

後日、それぞれの部会に所属される委員を指名させていただきます。事務局から連絡いたしますので、その点、御了承いただければと思ひます。

よろしいでしょうか。予定した議題は以上でございすが、最後に委員の皆様方から御質問、御意見等ありましたら御発言、お願いいたします。

よろしいでしょうか。では、最後に今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○今川厚生科学課長補佐 それでは、今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

先ほど厚生科学課長のほうからありましたように、8月2日にそれぞれの部会が開催される予定になってございす。

それで、NCの部会につきましてはその後2回ほど開催予定となっております。それぞれの部会の開催については、正式な御案内を後日させていただくということになってございますので、よろしくお願ひします。

先ほど会長からございましたように、部会の所属につきましても、あわせて御連絡させていただくということになってございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○永井会長 ありがとうございます。

それでは本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。